

越 監 公 表 第 9 号

地方自治法第199条第7項の規定により、平成27年11月に財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年1月21日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 福 田 晃

財政援助団体監査結果報告書

I 監査期間

平成27年11月2日（月）から同年11月26日（木）まで

II 監査対象

越谷地区保護司会

III 監査範囲

平成26年度に交付された越谷地区保護司会助成金に係る出納その他の事務

IV 監査方法

団体に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等を照合、審査し、関係者から説明を聴取しつつ監査を実施した。

V 監査の着眼点

補助事業は、計画及び交付条件に従って実施され効果が上げられているか、経理事務等が適正に行われているかなどを基本的事項として捉え監査を実施した。

VI 監査結果

1 団体の概要

越谷地区保護司会は、保護司法第13条に規定する保護司会として、保護司の使命達成に資する活動を行うため、越谷地区更生保護サポートセンター運営管理、社会を明るくする運動、広報紙発行、研修等の事業を実施している。

2 決算状況

決算報告において、市補助金 1,989,366 円を含め総額 9,454,962 円の収入に対し、8,876,713 円が支出されている。

3 会計経理

補助金に係る出納その他事務について、裏付けとなる決算書、領収書、現金出納簿等関係書類を照合、審査した結果、決算額と領収書の合計金額が不一致となっているものがあった。

以上、財政援助団体監査を実施したところ、おおむね適正に処理されているものと認められる。

財政援助団体監査結果報告書

I 監査期間

平成27年11月2日（月）から同年11月26日（木）まで

II 監査対象

越谷地区保護司会越谷支部会

III 監査範囲

平成26年度に交付された越谷地区保護司会越谷支部会助成金に係る出納その他の事務

IV 監査方法

団体に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等を照合、審査し、関係者から説明を聴取しつつ監査を実施した。

V 監査の着眼点

補助事業は、計画及び交付条件に従って実施され効果が上げられているか、経理事務等が適正に行われているかなどを基本的事項として捉え監査を実施した。

VI 監査結果

1 団体の概要

越谷地区保護司会越谷支部会は、保護司法第13条に規定する保護司会の支部会として、保護司の使命達成に資する活動を行うため、地域処遇会議、社会を明るくする運動、広報宣伝、研修等の事業を実施している。

2 決算状況

決算報告において、市補助金 730,000 円を含め総額 2,008,935 円の収入に対し、1,841,789 円が支出されている。

3 会計経理

補助金に係る出納その他事務について、裏付けとなる決算書、領収書、現金出納簿等関係書類を照合、審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

以上、財政援助団体監査を実施したところ、適正に処理されているものと認められる。

財政援助団体監査結果報告書

I 監査期間

平成27年10月30日（金）から同年11月26日（木）まで

II 監査対象

補助金交付所管課 福祉部 社会福祉課

III 監査範囲

平成26年度に交付された越谷地区保護司会助成金、越谷地区保護司会越谷支部会助成金に係る出納その他の事務

IV 監査方法

所管課及び団体に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等を照合、審査し、関係者から説明を聴取しつつ監査を実施した。

V 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、補助金に係る交付手続が適正に行われているかなどを基本的事項として捉え監査を実施した。

VI 監査結果

【越谷地区保護司会助成金】

1 補助目的

保護司の活動を促進し、犯罪のない住みよい地域社会の実現を図るため、保護司の使命達成に資する活動を目的とする越谷地区保護司会の事業実施に要する経費に対し、補助金を交付している。

2 補助内容

越谷地区保護司会に対し、越谷地区保護司会等助成金交付要綱に基づき、団体の事業実施に要する経費を補助している。平成26年度においては、1,989,366円の補助金が交付されている。

3 交付事務

補助金の交付に係る事務について、裏付けとなる関係書類を照合、審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

【越谷地区保護司会越谷支部会助成金】

1 補助目的

保護司の活動を促進し、犯罪のない住みよい地域社会の実現を図るため、保護司の使命達成に資する活動を目的とする越谷地区保護司会越谷支部会の事業実施に要する経費に対し、補助金を交付している。

2 補助内容

越谷地区保護司会越谷支部会に対し、越谷地区保護司会等助成金交付要綱に基づき、団体の事業実施に要する経費を補助している。平成26年度においては、730,000円の補助金が交付されている。

3 交付事務

補助金の交付に係る事務について、裏付けとなる関係書類を照合、審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

以上、平成26年度に福祉部社会福祉課が交付した本件補助金について監査を実施したところ、おおむね適正に処理されているものと認められる。

今後においても、交付要綱に基づいた適正な事務執行と補助金交付団体に対して指摘した事項の改善も含めた適切な指導に努められたい。